

令和8年（フ）第4513号
東京都北区滝野川4丁目19－9－203
破産者 佐藤 寛
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4514号
東京都豊島区西池袋3丁目1－12－407
破産者 木下 優実
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4598号
東京都葛飾区東堀切2丁目17－8－623
破産者 仲宗根梨奈
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4599号
東京都千代田区九段北1丁目9－5－418
破産者 市毛 達郎
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第38号
群馬県高崎市倉賀野町484番地8
破産者 有限会社メディアポケット
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（フ）第1944号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町一丁目1番地の26
破産者 有限会社丸小商会
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第575号
埼玉県南埼玉郡宮代町中央三丁目1番17号宮代ビル301号室
破産者 特定非営利活動法人MCAサポートセンター
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第4424号
東京都目黒区駒場1－44－4－101、住民票上の住所千葉県柏市柏7丁目7－13
破産者 安井 翔栄
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第293号
愛知県豊橋市弥生町字東豊和17番地1
破産者 株式会社K－vision
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年（フ）第6734号
大阪市西区立売堀1丁目6番13号
破産者 株式会社KDMC
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第34号
鳥取県米子市福市1680番地1
破産者 有限会社誠製作所
1 決定年月日 令和8年8月31日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年（フ）第70号
山形県鶴岡市大山一丁目6番13号 コーポダйкаツ102号室
破産者 清川 潤
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年（フ）第70号
石川県小松市那谷町サ42番地1
破産者 仁大株式会社
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

令和7年（フ）第79号
石川県加賀市片山津温泉ア99番地2
破産者 加賀八汐株式会社
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

令和7年（フ）第705号
静岡県葵区北沼上1197番地1
破産者 株式会社ティエスフォトン
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第145号
鳥取県米子市米原八丁目13番12号－101号
破産者 株式会社山陰経済新聞社
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和8年（フ）第6号
愛媛県四国中央市村松町445番地3
破産者 有限会社オモト加工

1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

令和8年（フ）第171号
鹿児島市易居町5－15
破産者 株式会社上之園西洋堂
1 決定年月日 令和8年9月1日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第6号
福島県相馬市北飯渕一丁目6番地の6 レオパレス Enchantel 206
破産者 齋藤 勝土
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和7年（フ）第67号
京都府綾部市井倉新町北大橋18番地の1 井倉新町団地1棟402号
破産者 中江 璃子
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和8年（フ）第30号
福岡県行橋市行事1丁目15番71号ドミールⅡ203（前住所 福岡県行橋市西宮市5丁目10番4号）
破産者 はしもとI T s h o pこと 橋本 浩二
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係